

日 時：平成 28 年 9 月 29 日（木）18 時 30 分 ～20 時 00 分

場 所：八幡崎地区農業研修センター

対象地区：八幡崎

参加人数： 7 名

■意見交換

内 容
<p>(市民からの要望、質問)</p> <p>①市役所職員の窓口対応について</p> <p>市役所の方から調査等依頼されて市役所に行くことがあるが、窓口の対応は非常に良いと感じている。若い職員もてきぱきと対応してくれ大変良いと思っている。</p> <p>(市の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員の対応について褒めてもらいありがとうございます。</li><li>・職員の窓口対応については、就任時から職員との懇談会も開きながら、まずは、挨拶は先にする、お礼お詫びはきちんと素早くやる、出来ない理由を探さない、出来る知恵を見出すということをお願いしている。</li></ul> <p>②ゴミ置き場について</p> <p>今年ゴミの集積ボックスの補助金が出て、八幡崎のゴミのボックスが非常に使いづらいということで、修繕という形でお願いしたら 1 箇所 30,000 円の補助金を 3 箇所分、満額 90,000 円をいただき皆さんに喜ばれている。ありがとうございました。</p> <p>③旧平川診療所の備品について</p> <p>倉庫で使用している棚などを非常に安く買わせていただき助かった。</p> <p>④道路の補修について</p> <p>昨年 10 月に 2 箇所の補修を要望したが、すぐに対応する回答はもらっていなかった。今年の夏に舗装をやることになったと業者が来て、西野曾江の方を見ていた。その後、市役所から電話が来て、一戸商店の方と間違っていたという事であった。</p> <p>どちらでもやってもらえればそれで良いが、入札したのも聞いてないし、工事が入る時点で業者から聞いたのが疑問に思った。</p> <p>予算が去年のうちだったのであれば、行政委員連絡会議で話しがあってもいいのかなと思った。ただ、市内でも何か所か予算がついているとのことであったが、場所的なものが示されてなかったので、一戸商店の分については、去年の予算査定でついたのでと思う。</p> <p>西野曾江の補修をなぜ要望するのかというと、本当は八幡崎から西野曾江の間は歩道をつけて用地買収をしたいと評議員であったときに前町会長から聞いた。しかし、なかなかできないので舗装補修をするということになり、大体 3 年くらいかかるということで進め</p>

てもらった。平成 25 年度に 3 分の 1 程を八幡崎側をやって、次の年もやるものかと思っ  
ていたが要望から外れてしまっていた。

現実的にどの位破損があるのかどうか見ればすぐわかるが、一番は除雪の車が非常に頻  
繁に通る、雪が溶けると水も溜まりやすくなっている。集落の中に入ると舗装がはげてい  
るところもある。

次もまた要望するので西野曾江の方の補修をよろしくお願ひしたい。

(市の回答)

- ・舗装の入札時や実施時には事前に町会へ連絡するように土木課に伝える。
- ・西野曾江の舗装に関しては、一昨年現場を見て、もっと他に壊れているところもあった  
ため他の方を優先してしまったが、3 分の 1 ぐらいやっているのので、できれば来年に組  
み入れるように、確約はできないが検討している。

#### ⑤空家対策について

連絡がつくところは草刈り等の対応はできるが、連絡がつかなく、屋根などが剥げて危  
険な状態の場合、どうすれば良いか。空家条例はどのようになっているのか。

(市の回答)

- ・今年の 4 月から建設部で空家対策を担当することになったが、それまでは総務課で担当  
していた。
- ・各町会長の協力のもと、3 年前に実施した調査をもう一度、より詳細に実施しており、  
11 月までに終える予定で、その後、台帳を整備した上で、対策をしようとして作業を進めて  
いるところである。
- ・市の条例についても全体的に見直して、国の特別法に準じたものに改正した。
- ・今後は、空家の所有者と連絡がつかない場合は、総務課や都市計画課へ相談してほしい。  
これまでも納税情報などから連絡先を調べ、周りに迷惑している旨の通知はしているが、  
あくまでも個人の財産のため、聞いてもらえるかどうかは相手次第となる。ただし、法  
律ができたことで、段階を踏むことにはなるが着実に対策を進めようとしていることだ  
けは理解していただきたい。
- ・平成 24 年時点では平川市内で空家として認定していたのが 423 件で、平賀地区 145 件、  
尾上地区 88 件、碓ヶ関地区 190 件であったが、平成 28 年は、推定で 1,460 件であるこ  
とがわかった。
- ・市としても空き家を何とか活用できないか、例えば県外からの移住対応などさまざま  
考えてはいるが、まずは使える空き家がどれくらいあるのか把握する必要があるので、  
司法書士などの専門家をいれて検討していく予定である。
- ・壊れた空き家を市で片付けるとなると、所有者が支払いをしてくれない場合、市民の税  
金を使うことになるため難しい問題である。

⑥議会改革について

何回か委員会を開いているようだが、どのような方向に向かっているのか。

(市の回答)

- ・議会のことであるため詳しいことはお答えできないが、議会改革の検討の特別委員会を設置し、定数を減らすことや議会の中での基本条例の話も出ているようであるため、推移を見守っていきたいと思っている。
- ・すでに実施していることとしては、議場の中では、これまで演壇に向かって議員が質問していたが、9月の定例会からは対面方式でやるように議場の中を変えてやっている。また、議会の中にタブレットを持ち込んでやるようになるなど細かな改革でやれる事はやっている。定数削減や議会の基本条例などの大きな改革は議論をしている最中なようである。他県の議会改革をやっているところの視察も行っているので、参考にしながら任期中に決まっていくのではないかとと思っている。

○空家について

(市民からの要望、質問)

危険な現場を見ているのか。

今にも壊れそうな家があり、事故が起きた場合、どのように対応するのか。

(市の回答)

- ・市民からの情報があれば見に行っている。所有者の電話番号がわかる場合は電話し、わからない場合は手紙を出して大至急連絡をもらうよう通知している。
- ・まずは町会の中で対応できることはしてもらうことになるが、対応できない場合は総務課や都市計画課へ相談してもらえれば、所有者や管理している人を探すという流れとなる。
- ・周りに確実に危険を及ぼして人命に関わるようなことであれば市役所も応急対応をしないこともない。
- ・以前、碓ヶ関で空家の屋根の雪が道路に崩落してしまったことがあった。その時は道路の管理者として通行できるようにしなければいけないため、一時的に市のお金で屋敷内へ雪を片付けたことがあった。その経費については今も本人へ請求している。5、6万円かかったが、あくまでも個人の責任で管理すべきもののため、請求させてもらっている。
- ・市民の皆さんも空家について心配していると思うが、市役所でも個人の財産と言われれば手を付けることはできないというのが実情である。ただ、生命に関わるようなことをそのまま放置することは人道的にできないため、一時的ではあるが、危険回避のために対応する。台風などの際は、消防署へも対応をお願いしている。

(市民からの要望、質問)

空家を調査するということだが、空家にランク付けなどをするのか。

(市の回答)

- 使える空家は民間の不動産業者等へ情報提供して流通を図りたいと考えている。
- 危険な空家については、資格のある方が見てどのように危険なのかを判定する必要があるので、その判定に基づいてランク付けされた空家が特定空家という危険な空家と位置付けられた場合は、速やかに対応するように指導から命令、勧告と手続きを経ることになる。

○道路の舗装について

(市民からの要望、質問)

先程の追加で、一戸商店のところの舗装補修をやったが、要望していたのは、そのもう一軒先のところで、ちょうどその交差点のところで終わって、あともう 10m から 15m 位同じような状況で残していった。

予算の関係もあることだが、あと少しのところなのでお願いしたい。

来年の要望でも出したが、どうせやるのであれば最後までやった方が良いという要望が町会からあったのでよろしくお願いします。

○空家について (補足)

(市の回答)

- 市役所で町会長からいただいた情報を基に空家を見に行ったというのは、件数を把握するのが一番の目的で、例えば、水道メーターが回っていないような空家と思われるところを見に行き、大体何件くらい件数があるのかを把握するために見に行っているものである。
- 特定空家については、市民からの通報があつて、通報があるという事は、危険で困っている空家だと思うので、実際に見に行き、その上ではじめて中を見ることが出来る。ただ見に行く時点では人の屋敷のため、中まで勝手に見に行き危険かどうかの判断まではできない。市民の方からの通報を受けてはじめて所有者へ対応依頼の手紙を出し、反応がない場合は、やむを得ず立ち入って中を見させてもらい、危険だと認識して、それを特定空家とランク付けし、その上で次の段階に進んでいくという流れになる。
- 市役所で全部空家を見に行ったからといって、即座に所有者全員に通知を出しているわけではないため、そこはご理解いただきたい。

(市民からの要望、質問)

市民の方は、市役所へ相談してからどのくらいの期間で対処できるのかが気になっているところであると思う。すぐに対処してほしいということではないが、応急的に対処できる手立てはないのか。危険があり、お金の問題や連絡の手立てがないときに町会で対処する場合にはどのようにすればよいか。

(市の回答)

- ・応急的なことはやるが、管理責任は所有者のため、費用の請求は所有者へすることとなる。
- ・台風が来ている最中は消防へ、その前の段階は市へ相談していただければ対処する。

(市民からの要望、質問)

①市へ入金する際の支払い方法について

市へ入金するにあたり、郵便局で支払いができると思っていたが、どこの金融機関使うのか聞くわけでもなく、納付書が送られてきた。

担当に確認したところ郵便局でできないと言われたが、会計課からは払込取扱票でできると言われた。

市役所の職員も郵便局で支払いができることわかっていないといけないのではないか。

金屋や新屋などの人は郵便局が近くにあるのに、バスでわざわざ来て振り込むのは大変だと思う。

(市の回答)

- ・伝票を打つときに調定で出した納付書をそのままつけてしまって、調定であれば収納代理として指定金融機関しか書かれていない。税金等、遠方から納める方については、郵便局でも払える形で収納課で対応している。納付書についてはもう少しこちらで気を使えばいくらでも対応できることある。
- ・市民の皆さんの対応については、どの金融機関を利用するのか本人へ確認の上、納付書、払込取扱票のどちらでも利用できるように丁寧に対応するよう職員へ周知する。

②歩道について

日沼から八幡崎へ向かう神社のカーブを曲がってすぐのところから歩道が左側から右側になっており、横断歩道もカーブのところにあるため危険である。

(市民からの意見)

これまでも要望してきたが、その道路は県道のため、市単独では動くことができないようである。やっただとしても、土地買収で家を壊さなければいけない。

要望はしていて、ずっと前からの話で、カーブの曲がるところに人が住んでいて、1件だけ、とにかくできないと言われ、とても続けられなくなった。そこができないため、効果が出ない。県に要望をしてもらうように市には言っている。

(市の回答)

- ・通学路でもあって、歩道の除雪も除雪車が入られなくて苦勞しているがなかなかちょうどよくなる。本当は、学校に向かって左側に歩道があれば雪も消えて良いと思っているが、なかなかうまくいかない。県の方へもお願いはしているが市単独ででき

ることではないのでご理解いただきたい。

(市民からの意見)

去年あたりから、とにかく早く雪の塊をなくすようお願いして、車道に出ないようにさせている。市で業者に発注して、朝早く雪が柔らかいうちに除雪するようにやってもらっている。